

(議案別冊 2)

令和 2 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(令和 3 年 2 月 1 9 日 提 出)

目

次

* 一般会計補正予算（第15号）	1 頁
（特別会計）	
* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	2 9 頁
* 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	3 1 頁
* 水道事業会計補正予算（第4号）	3 3 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第4号）	3 6 頁

議案第 39 号

令和 2 年度川越市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 2 年度川越市一般会計補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,653,292 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 159,084,588 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の変更は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

(印 減) (単 位 千 円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 ゴルフ場利用税交付金		50,000	14,622	35,378
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000	14,622	35,378
13 分担金及び負担金		900,732	67,461	833,271
	2 負 担 金	900,656	67,461	833,195
14 使用料及び手数料		2,093,456	248,549	1,844,907
	1 使 用 料	1,379,118	176,712	1,202,406
	2 手 数 料	714,338	71,837	642,501
15 国 庫 支 出 金		64,474,899	360,550	64,114,349
	1 国 庫 負 担 金	19,814,760	29,149	19,785,611
	2 国 庫 補 助 金	44,577,836	331,401	44,246,435
16 県 支 出 金		8,400,527	274,630	8,125,897
	1 県 負 担 金	5,552,066	74,697	5,477,369
	2 県 補 助 金	1,979,456	90,289	1,889,167
	3 委 託 金	869,005	109,644	759,361
17 財 産 収 入		300,917	88,300	212,617
	2 財 産 売 払 収 入	142,730	88,300	54,430
18 寄 附 金		45,072	23,448	68,520
	1 寄 附 金	45,072	23,448	68,520

(印 減) (単 位 千 円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,920,123	2,627,132	292,991
	1 基金繰入金	2,857,845	2,628,295	229,550
	2 他会計繰入金	62,278	1,163	63,441
20 繰越金		2,241,064	1,001,080	3,242,144
	1 繰越金	2,241,064	1,001,080	3,242,144
21 諸収入		2,740,876	137,076	2,603,800
	5 雑入	2,522,903	137,076	2,385,827
22 市債		9,821,184	859,500	8,961,684
	1 市債	9,821,184	859,500	8,961,684
歳入	合計	162,737,880	3,653,292	159,084,588

(2) 歳出

(印減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		48,392,470	76,651	48,315,819
	1 総務管理費	46,091,750	69,751	46,021,999
	2 徴税費	1,323,642	6,900	1,316,742
	3 戸籍住民基本台帳費	524,006	0	524,006
3 民生費		54,980,972	413,017	54,567,955
	1 社会福祉費	25,016,757	63,936	24,952,821
	2 児童福祉費	21,961,135	521,067	21,440,068
	3 生活保護費	8,000,915	171,986	8,172,901
4 衛生費		16,534,063	1,028,360	15,505,703
	1 保健衛生費	7,406,948	81,099	7,325,849
	2 清掃費	6,924,244	947,261	5,976,983
	3 下水道費	2,202,871	0	2,202,871
6 農林水産業費		596,597	6,500	590,097
	1 農業費	596,597	6,500	590,097
7 商工費		2,240,052	88,099	2,151,953
	1 商工費	2,240,052	88,099	2,151,953
8 土木費		8,372,722	1,176,339	7,196,383
	1 土木管理費	616,958	4,245	612,713

(印 減) (単 位 千 円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	3,365,838	427,098	2,938,740
	3 河川費	429,660	24,200	405,460
	4 都市計画費	3,685,141	720,796	2,964,345
9 消 防 費		5,017,270	110,998	4,906,272
	1 消 防 費	5,017,270	110,998	4,906,272
10 教 育 費		14,578,085	639,630	13,938,455
	1 教 育 総 務 費	3,820,810	225,996	3,594,814
	2 小 学 校 費	2,378,080	58,229	2,319,851
	3 中 学 校 費	1,387,043	20,243	1,407,286
	4 高 等 学 校 費	765,756	79,740	686,016
	5 特 別 支 援 学 校 費	45,761	0	45,761
	6 社 会 教 育 費	2,830,387	151,188	2,679,199
	7 学 校 保 健 費	3,350,248	144,720	3,205,528
13 諸 支 出 金		174,298	113,698	60,600
	1 普 通 財 産 取 得 費	94,228	58,228	36,000
	2 土 地 開 発 公 社 費	80,070	55,470	24,600
歳 出	合 計	162,737,880	3,653,292	159,084,588

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	東セ大改 清夕 ン規 修事 掃一 模業	2,581,700 千円	令和元年度	230,900 千円	2,581,700 千円	令和元年度	230,900 千円
				令和2年度	1,490,200		令和2年度	710,900
				令和3年度	860,600		令和3年度	1,639,900
8 土木費	2 道路 橋りよ う費	川東広事 越 口場 駅改 駅前修業	1,600,000	平成30年度	179,300	1,600,000	平成30年度	179,300
				令和元年度	664,400		令和元年度	664,400
				令和2年度	752,300		令和2年度	591,200
				令和3年度	4,000		令和3年度	165,100

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	旧川越 織物市場 整備事業	1,044,000 千円	平成29年度	82,080	1,044,000 千円	平成29年度	82,080
				平成30年度	169,800		平成30年度	169,800
				令和元年度	8,470		令和元年度	8,470
				令和2年度	158,000		令和2年度	17,800
				令和3年度	214,000		令和3年度	214,000
				令和4年度	275,650		令和4年度	415,850
				令和5年度	136,000		令和5年度	136,000
		川越駅西口 歩行者用 デッキ延伸事業	1,216,900	平成30年度	65,100	829,382	平成30年度	65,100
				令和元年度	747,600		令和元年度	747,600
				令和2年度	404,200		令和2年度	16,682

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	施設 援 護	297,866 千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	生活道路（市道）改良（用地）	233 千円
		広域幹線（市道）整備（用地）	2,993 千円
	3 河川費	中小河川排水路整備	6,686 千円
	4 都市計画費	川越駅西口都市基盤整備	5,464 千円
		川越駅南大塚線	19,980 千円
		江川都市下水路管理	22,000 千円

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中 学 校 大 規 模 改 造	50,000 千円
	5 特 別 支 援 学 校 費	特 別 支 援 学 校 運 営 管 理	8,501 千円

(変 更)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	3 河 川 費	準 用 河 川 整 備	97,600 千円	準 用 河 川 整 備	100,580 千円

第4表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
川越市小規模企業者セーフティ融資の特例に係る利子補助(新型コロナウイルス感染症対策)	令和 3年度から 令和 4年度まで	経営の安定のために市が指定する金融機関から受けた融資の利子に対する補助額	令和 3年度から 令和 5年度まで	経営の安定のために市が指定する金融機関から受けた融資の利子に対する補助額
指定管理者による川越市産業観光館の管理運営に要する経費(令和2年度指定分)	令和 2年度から 令和 12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理運営に要する額	令和 2年度から 令和 5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理運営に要する額
川越市立川越高等学校防球ネット改修工事	令和 3年度	69,564 千円	令和 2年度から 令和 3年度まで	146,993 千円

第5表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	千円 617,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
特別減収対策債	181,000	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
本 庁 舎 防 災 設 備 改 修 事 業 費	千円 100,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 82,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
本 庁 舎 ア ス ベ ス ト 除 去 事 業 費	25,600	同 上	同 上	同 上	13,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
本庁舎等 改修事業費	千円 227,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 216,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
市民 センター 整備事業費	269,300	同 上	同 上	同 上	236,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
民間保育 施設整備 事業費	千円 58,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 20,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公立保育 施設整備 事業費	34,700	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
指定喫煙 場所分煙 対策事業費	千円 16,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 2,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
市民聖苑 やすらぎの さと設備 整備事業費	9,000	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃運搬 施設整備 事業費	千円 26,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 13,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
東 清 掃 センター 改修事業費	1,490,200	同 上	同 上	同 上	710,900	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 ふれあい センター 改 修 整備事業費	千円 14,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 11,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道 路 環 境 整備事業費	780,700	同 上	同 上	同 上	628,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路照明灯 更新事業費	千円 15,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円 14,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
道路新設 改良事業費	420,500	同 上	同 上	同 上	343,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
橋りょう 新設改良 事業費	千円 303,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 234,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
河川整備 事業費	297,900	同 上	同 上	同 上	282,100	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
霞ヶ関駅 周辺整備 事業費	千円 18,900	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円 6,100	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
南古谷駅 周辺地区 整備事業費	95,600	同 上	同 上	同 上	96,900	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
川越駅西口 周辺地区 整備事業費	千円 238,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円 16,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
川越駅西口 都市基盤 整備事業費	100,700	同 上	同 上	同 上	124,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路事業費	千円 71,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 70,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備 事業費	336,600	同 上	同 上	同 上	288,700	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧 川 越 織 物 市 場 整 備 事 業 費	千円 105,300	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 11,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小 学 校 大 規 模 改 造 事 業 費	9,300	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 施 設 整 備 事 業 費	千円 18,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中 学 校 大 規 模 改 造 事 業 費	9,300	同 上	同 上	同 上	60,900	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高等学校 改修整備 事業費	千円 87,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 26,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
特別支援 学校改修整備事業費	11,700	同 上	同 上	同 上	12,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
文化財改修 整備事業費	千円 78,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 82,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
博物館等 改修整備 事業費	83,400	同 上	同 上	同 上	92,600	同 上	同 上	同 上

議案第 4 0 号

令和 2 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 230,199千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,443,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 1 9 日 提出

川 越 市 長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

(印 減) (単 位 千 円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,893,632	200,000	3,693,632
	1 後期高齢者医療保険料	3,893,632	200,000	3,693,632
2 繰入金		764,758	30,199	734,559
	1 一般会計繰入金	764,758	30,199	734,559
歳入	合計	4,674,000	230,199	4,443,801

(2) 歳 出

(印 減) (単 位 千 円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		136,497	6,551	129,946
	1 総務管理費	122,863	6,551	116,312
2 広域連合納付金		4,529,903	223,648	4,306,255
	1 広域連合納付金	4,529,903	223,648	4,306,255
歳出	合計	4,674,000	230,199	4,443,801

議案第 4 1 号

令和 2 年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、
「第 1 表歳入予算補正」による。

令和 3 年 2 月 1 9 日 提出

川 越 市 長 川 合 善 明

第 1 表 歳入予算補正

(1) 歳 入

(印 減) (単 位 千 円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		5,292,074	43,265	5,248,809
	1 介 護 保 険 料	5,292,074	43,265	5,248,809
2 国 庫 支 出 金		4,768,974	43,265	4,812,239
	2 国 庫 補 助 金	680,019	43,265	723,284
歳 入	合 計	24,572,240	0	24,572,240

議案第42号

令和2年度川越市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度川越市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等事業費	2,753,070千円	499,256千円	2,253,814千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収入		
第1款 水道事業収益	7,116,716千円	145,080千円	6,971,636千円
第1項 営業収益	6,709,358千円	145,080千円	6,564,278千円
	支出		
第1款 水道事業費用	6,505,876千円	63,831千円	6,442,045千円

第 1 項	営業費用	6,331,167千円	105,442千円	6,225,725千円
第 2 項	営業外費用	164,327千円	41,611千円	205,938千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,961,533 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 168,655千円、減債積立金 200,000千円、建設改良積立金 200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,392,878千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出		
第 1 款	資本的支出	3,434,556千円	499,256千円	2,935,300千円
第 1 項	建設改良費	2,770,858千円	499,256千円	2,271,602千円

(継続費)

第 5 条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資本 的 支 出	1 建設 改 良 費	大字笠幡配 水管改良事 業	千円		千円	千円		千円
			242,000	令和元年度	145,200	171,200	令和元年度	145,200
				令和 2 年度	96,800		令和 2 年度	26,000

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第43号

令和2年度川越市公共下水道事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和2年度川越市公共下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度川越市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
年間処理水量	50,000,000m ³	1,250,000m ³	51,250,000m ³
一日平均処理水量	136,986m ³	3,425m ³	140,411m ³
主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設改良事業費	1,144,193千円	18,116千円	1,162,309千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 下水道事業収益	6,616,623千円	42,023千円	6,574,600千円

第 1 項	営業収益	4,649,321千円	44,822千円	4,604,499千円
第 2 項	営業外収益	1,850,499千円	1,636千円	1,852,135千円
第 3 項	特別利益	116,803千円	1,163千円	117,966千円
	支 出			
第 1 款	下水道事業費用	6,407,103千円	12,733千円	6,419,836千円
第 1 項	営業費用	5,995,113千円	6,416千円	6,001,529千円
第 2 項	営業外費用	359,031千円	5,154千円	364,185千円
第 3 項	特別損失	47,959千円	1,163千円	49,122千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,439,087 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 152,943 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,286,144 千円で補填するものとする。) 」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収 入			
第 1 款	資本的収入	869,807千円	101,186千円	970,993千円
第 2 項	国庫補助金	65,000千円	58,000千円	123,000千円
第 6 項	他会計補助金	92,247千円	43,186千円	135,433千円
	支 出			
第 1 款	資本的支出	3,391,964千円	18,116千円	3,410,080千円

第 1 項 建設改良費

2,200,103千円

18,116千円

2,218,219千円

(継続費)

第 5 条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1資本 的支 出	1建設 改良 費	新宿町二丁 目下水道管 路施設更生 事業	千円		千円	千円		千円
			404,712	令和2年度	242,828	404,712	令和2年度	0
				令和3年度	161,884		令和3年度	150,000
		岸町一丁目 下水道管路 施設更生事 業					令和4年度	254,712
			478,500	令和元年度	287,100	478,500	令和元年度	287,100
				令和2年度	191,400		令和2年度	136,000
				令和3年度	55,400			

(他会計からの補助金)

第 6 条 予算第 1 1 条中「131,819千円」を「175,005千円」に改める。

令和 3 年 2 月 1 9 日 提出

川越市長 川 合 善 明

